

南三陸



願いを込めて「ささよ」

～受け継がれる歴史と伝統～

小正月にあたる1月15日(日)、町の無形民俗文化財に指定されている伝統行事「ささよ」が歌津の寄木地区で行われ、小学校3年生から中学校2年生までの5人が参加し、豊漁や海上安全などを祈願しました。

藩政時代から続く歴史と伝統を胸に、復興を願いながら精一杯うたをうたいました。

ホームページ <http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>

平成24年

9

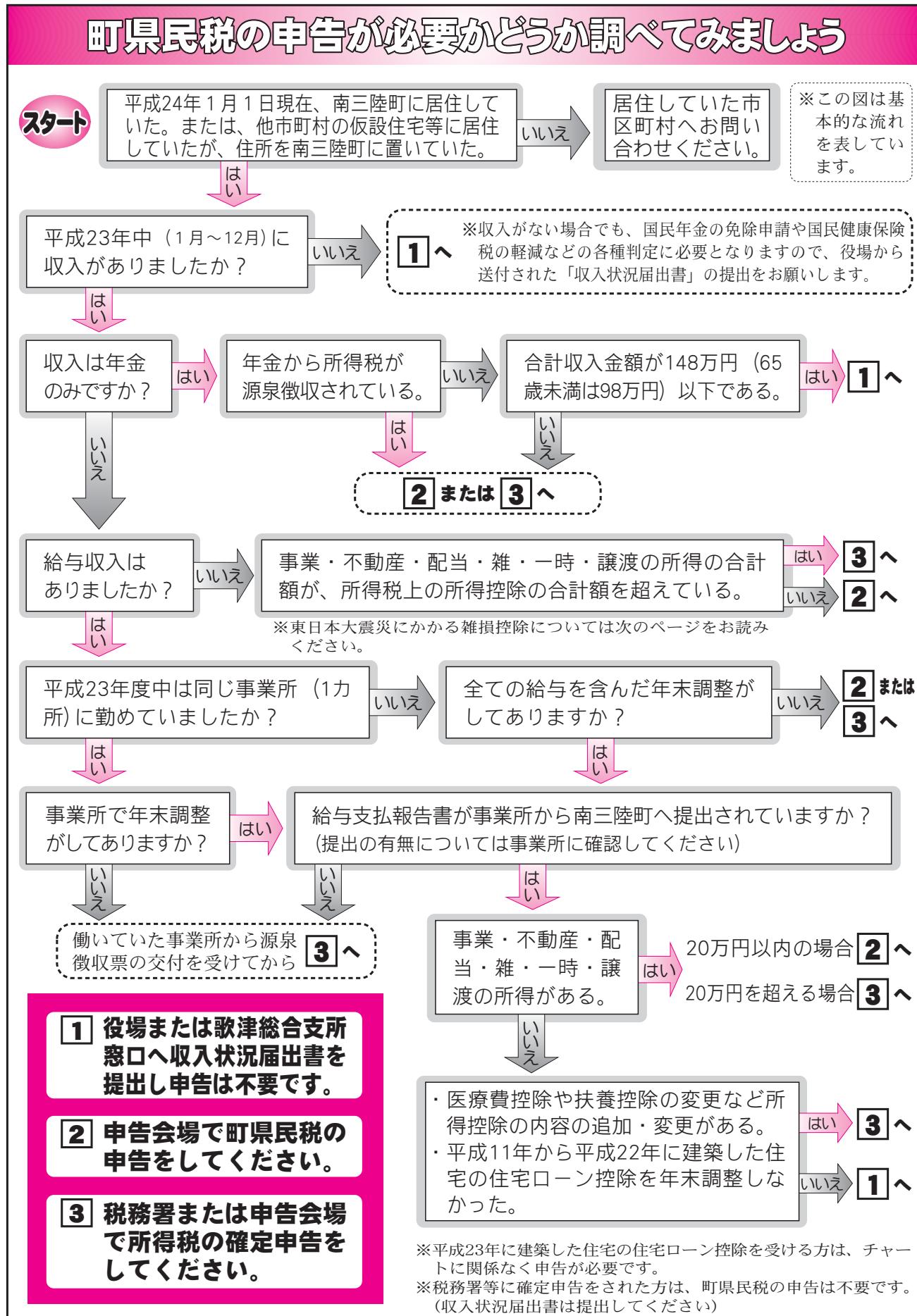
月号

No. 72

2012年2月1日発行

町県民税の 所得税の 申告受付が 始まります

この申告は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税の計算や所得証明などの基礎資料にもなります。事前に必要な書類を準備し、正しく申告しましょう。



(木)から3月15日(木)まで、税務署での確定申告受付は2月16日(木)から3月15日(木)までです。期限近くになると大変混み合いますので、できるだけ早めに申告しましょう。

申告受付会場

申告受付会場は、地域ごとに対象地区を指定しています。別途配布の日程表をご確認のうえ、できるだけ指定日に申告されますようお願いします。※指定日に来場できない方のために予備日を設けていますが、予備日は特に混雑しますのでご注意ください。

支那其門

平成24年1月1日現在、南三陸町に住所がある方（世帯主あて、世帯毎）を対象に「収入状況届出書」を配布します。必要事項を記入し、申告の際に必ず持参ください。

★左ページのフローチャート「申告不要」に該当する方は、申告会場にお出でいただく必要はありません。役場または歌津総合支所の窓口に収入状況届出書を提出していただくだけで結構です。

申告前にご確認ください。

申告会場にお出でいただく際には、次のものを必ず持参されますよう事前にご確認ください。

- 町から送られた収入状況届出書
- 印鑑
- 年金または給与の源泉徴収

- 事業を営んでいる方は、収入と経費をまとめた書類及び経費に計上したもののが領収書
- ※ 農漁業を営んでいる方は、農協または漁協から交付された年間取引額証明書を参考してください。
- 各種所得控除を受ける場合は、控除の内容が分かるもの（医療費の領収書、各種保険料の証明書、障害者手帳など）
- ※ 医療費控除を受ける場合は、平成23年分の支払額を事前に集計願います。なお、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は領収書の代わりにはなりませんのでご注意ください。
- 税務署から確定申告書の用紙が送付されている方は、その確定申告書

・平成23年分所得税から年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいいます。）に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は年齢16歳以上の扶養親族とされました。

・年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされました。

・扶養控除の見直しに伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円（改正前：40万円）に引き上げられました。

○所得税の還付が見込まれる場合は、必ず原良敷又票の原本は、振込先の口座番号(本へ名義)

○所得税の還付が見込まれる
方は、振込先の口座番号
(本人名義)

東日本大震災により 被害を受けられた方へ

～税務署からのお知らせ～

平成23年12月に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の一部を改正する法律などが施行され、所得税などの国税に関して、東日本大震災により被害を受けられた方や復興推進に向けた取組を対象として、新たな税制上の措置が追加されています。平成23年4月に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」で創設された税制上の措置と合わせて、東日本大震災により被害を受けられた方等は、次のとおり所得税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことにより、税金の還付を受けることができます。

1 住宅借入金等特別控除の特例

東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなつた方が、住宅の再取得等をした場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住の用に供した年に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例」を適用できます。また、東日本大震災によつた場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に供することができなくなつた家屋に係る住宅借入金等特別控除と再取得等をした住宅に係る住宅借入金等特別控除は重複して適用できません。

て居住の用に供することができなくなつた家屋に係る住宅借入金等特別控除と再取得等をした住宅に係る住宅借入金等特別控除は重複して適用できません。

2 雑損控除の損失額の計算等における対象期間の延長の特例

災害関連支出については、年内に支出したもののが雑損控除の対象となります。

本大震災により住宅や家財に損害が生じた場合には、3年内に支出されるものが対象とされました。この損失に関する事項を記載した確定申告書を確定申告期限までに提出していること、②その翌年以後の年分につき、連続して確定申告書を提出していることが、その要件としていましたが、①の要件についても適用を受けることができるようになりました。

本大震災により住宅や家財に損害が生じた場合には、3年内に支出されるものが対象とされました。この損失に関する事項を記載した確定申告書を確定申告期限後に提出した場合でも適用を受けることができるようになりました。

本大震災により住宅や家財に損害が生じた場合には、3年内に支出されるものが対象とされました。この損失に関する事項を記載した確定申告書を確定申告期限後に提出した場合でも適用を受けることができるようになりました。

本大震災により住宅や家財に損害が生じた場合には、3年内に支出されるものが対象とされました。この損失に関する事項を記載した確定申告書を確定申告期限後に提出した場合でも適用を受けることができるようになりました。

本大震災により住宅や家財に損害が生じた場合には、3年内に支出されるものが対象とされました。この損失に関する事項を記載した確定申告書を確定申告期限後に提出した場合でも適用を受けることができるようになりました。

本大震災により住宅や家財に損害が生じた場合には、3年内に支出されるものが対象とされました。この損失に関する事項を記載した確定申告書を確定申告期限後に提出した場合でも適用を受けることができるようになりました。

本大震災により住宅や家財に損害が生じた場合には、3年内に支出されるものが対象とされました。この損失に関する事項を記載した確定申告書を確定申告期限後に提出した場合でも適用を受けることができるようになりました。

～宮城県及び県内市町村・南三陸町からのお知らせ～

○被災した農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

大震災により住宅や家財などに被害を受けられた方は、住民税、固定資産税、不動産取得税等の地方税について、次のような軽減措置等を受けられます。

○警戒区域内の農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

大震災により耕作・養畜することが困難となった農用地（被災農用地）であると農業委員会等が認める農用地に代わる農用地を取得した場合は、その農用地が所在する都道府県の認定を受けることにとも、例年以上の大混雑が予想されます。申告期限に近くほど会場は混み合いますので、早めにお越しください。なお、毎週水曜日・木曜日はほかの日に比べ比較的混雑が少ない傾向にあります。

○住宅や家財などに損害を受けた場合の個人住民税の軽減措置

震災により住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、所得税と同様に、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除することにより個人住民税の軽減を受けることができます。この軽減措置は、所得税で申告した方については、基本的に手続不要です。

○津波被災区域内の土地及び家屋に係る固定資産税の特例措置

津波により甚大な被害を受けた区域で、平成23年度課税免除区域として指定した区域内の土地・家屋には、原則として平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。ただし、土地及び家の使用状況、当該区域及び周辺の社会資本の復旧状況などを勘査して、課税することが適切として指定した土地・家屋については、2分の1減額課税又は課税となります。

○宮城県及び県内市町村・南三陸町からのお知らせ～

■還付申告は1月から受け付けけています

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

■問い合わせ先

気仙沼税務署個人課税部門

☎ (22) 6780

電話をおかけになる場合は、自動音声の案内に沿つて番号を選択してください。

○警戒区域内の農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

警戒区域内の農用地（警戒区域内農用地）に代わる農用地を、警戒区域の解除日から3ヶ月を経過する日までの間に取得した場合において、その農用地が所在する都道府県の認定を受けることにより、

■還付申告は1月から受け付けけています

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

■問い合わせ先

気仙沼税務署個人課税部門

☎ (22) 6780

電話をおかけになる場合は、自動音声の案内に沿つて番号を選択してください。

○警戒区域内の農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

警戒区域内の農用地（警戒区域内農用地）に代わる農用地を、警戒区域の解除日から3ヶ月を経過する日までの間に取得した場合において、その農用地が所在する都道府県の認定を受けることにより、

■還付申告は1月から受け付けけています

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

■問い合わせ先

気仙沼税務署個人課税部門

☎ (22) 6780

電話をおかけになる場合は、自動音声の案内に沿つて番号を選択してください。

○警戒区域内の農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

警戒区域内の農用地（警戒区域内農用地）に代わる農用地を、警戒区域の解除日から3ヶ月を経過する日までの間に取得した場合において、その農用地が所在する都道府県の認定を受けることにより、

■還付申告は1月から受け付けけています

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

■問い合わせ先

気仙沼税務署個人課税部門

☎ (22) 6780

電話をおかけになる場合は、自動音声の案内に沿つて番号を選択してください。

○警戒区域内の農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

警戒区域内の農用地（警戒区域内農用地）に代わる農用地を、警戒区域の解除日から3ヶ月を経過する日までの間に取得した場合において、その農用地が所在する都道府県の認定を受けることにより、

■還付申告は1月から受け付けけています

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

■問い合わせ先

気仙沼税務署個人課税部門

☎ (22) 6780

電話をおかけになる場合は、自動音声の案内に沿つて番号を選択してください。

○警戒区域内の農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

警戒区域内の農用地（警戒区域内農用地）に代わる農用地を、警戒区域の解除日から3ヶ月を経過する日までの間に取得した場合において、その農用地が所在する都道府県の認定を受けることにより、

■還付申告は1月から受け付けけています

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

■問い合わせ先

気仙沼税務署個人課税部門

☎ (22) 6780

電話をおかけになる場合は、自動音声の案内に沿つて番号を選択してください。

○警戒区域内の農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

警戒区域内の農用地（警戒区域内農用地）に代わる農用地を、警戒区域の解除日から3ヶ月を経過する日までの間に取得した場合において、その農用地が所在する都道府県の認定を受けることにより、

■還付申告は1月から受け付けけています

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

■問い合わせ先

気仙沼税務署個人課税部門

☎ (22) 6780

電話をおかけになる場合は、自動音声の案内に沿つて番号を選択してください。

○警戒区域内の農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

警戒区域内の農用地（警戒区域内農用地）に代わる農用地を、警戒区域の解除日から3ヶ月を経過する日までの間に取得した場合において、その農用地が所在する都道府県の認定を受けることにより、

■還付申告は1月から受け付けけています

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

■問い合わせ先

気仙沼税務署個人課税部門

☎ (22) 6780

電話をおかけになる場合は、自動音声の案内に沿つて番号を選択してください。

○警戒区域内の農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

警戒区域内の農用地（警戒区域内農用地）に代わる農用地を、警戒区域の解除日から3ヶ月を経過する日までの間に取得した場合において、その農用地が所在する都道府県の認定を受けることにより、

■還付申告は1月から受け付けけています

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

■問い合わせ先

気仙沼税務署個人課税部門

☎ (22) 6780

電話をおかけになる場合は、自動音声の案内に沿つて番号を選択してください。

○警戒区域内の農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

警戒区域内の農用地（警戒区域内農用地）に代わる農用地を、警戒区域の解除日から3ヶ月を経過する日までの間に取得した場合において、その農用地が所在する都道府県の認定を受けることにより、

■還付申告は1月から受け付けけています

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

■問い合わせ先

気仙沼税務署個人課税部門

☎ (22) 6780

電話をおかけになる場合は、自動音声の案内に沿つて番号を選択してください。

○警戒区域内の農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

警戒区域内の農用地（警戒区域内農用地）に代わる農用地を、警戒区域の解除日から3ヶ月を経過する日までの間に取得した場合において、その農用地が所在する都道府県の認定を受けることにより、

■還付申告は1月から受け付けけています

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

■問い合わせ先

気仙沼税務署個人課税部門

☎ (22) 6780

電話をおかけになる場合は、自動音声の案内に沿つて番号を選択してください。

○警戒区域内の農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

警戒区域内の農用地（警戒区域内農用地）に代わる農用地を、警戒区域の解除日から3ヶ月を経過する日までの間に取得した場合において、その農用地が所在する都道府県の認定を受けることにより、

■還付申告は1月から受け付けけています

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

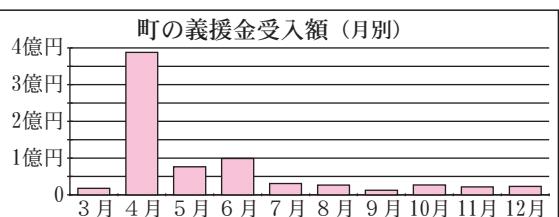
東日本大震災災害義援金及び寄附金の状況

南三陸町では、東日本大震災により被災された町民の方々に直接配分する義援金及び町が実施する災害復旧事業や復興事業などの財源として活用させていただく寄附金の受付をしておりますが、日本国内はもとより世界各国の皆様から心温まる義援金・寄附金をいただきしておりますことに対し、心から感謝申し上げますとともに、これまでに頂きました義援金・寄附金の状況についてお知らせいたします。

◎義援金の状況 (平成24年1月11日現在)

722,905,766円

上記義援金は、東日本大震災により被災した町民に配分しています。



◎寄附金の状況 (平成23年12月末現在)

229,468,848円

南三陸町が実施する災害復旧・復興対策等の財源として活用させていただきます。

町の第3次義援金の配分

1月11日に南三陸町災害義援金配分委員会を開催し、下記のとおり第3次配分基準を決定しました。今回の配分については、2月上旬頃に南三陸町災害義援金が振り込まれます。既に第1次及び第2次配分の義援金を受け取っている方については、申請する必要はありません。

第3次義援金配分基準

配分区区分	配分額
全壊	3万6千円
大規模半壊	1万8千円
半壊	1万8千円
震災孤児※	60万円
遺児世帯※	12万円

※孤児・遺児のために寄せられた義援金の配分

参考：第1次・第2次配分済額と第3次配分額等

配分区区分	第1次 配分額	第2次 配分額	第3次 配分額	合計 配分額	町全体の 配分見込額
死亡又は行方不明	1人当たり	10万円	4万円	-	14万円
全壊	1世帯当り	10万円	4万円	3万6千円	17万6千円
大規模半壊	1世帯当り	5万円	2万円	1万8千円	8万8千円
半壊	1世帯当り	5万円	2万円	1万8千円	8万8千円
震災孤児	1人当たり	-	40万円	60万円	100万円
遺児世帯	1世帯当り	-	20万円	12万円	32万円
町の義援金配分総額				72,280万円	

※7億2,280万円のうち5億6,959万円は既に配分済み（平成24年1月11日現在）

国(日赤等義援金受付団体分)の第3次義援金配分の決定について

1月19日に宮城県災害義援金配分委員会において、国(日赤等義援金受付団体分)の第3次配分基準が決定されました。新たな区分を加えた配分基準は、下記のとおりです。国の義援金配分区分の①から⑦に該当する方については2月中旬頃に、⑧に該当する方の加算分については、3月に振り込みとなる予定です。なお、既に第1次及び第2次配分の義援金を受け取っている方については、改めて申請する必要はありません。

従来の配分区区分	配分額	新たな配分区区分	配分額
①死亡・行方不明者	1人当たり 10万円	⑤全壊	1世帯当り 20万円
②災害障害見舞金支給対象者	1人当たり 10万円	⑥大規模半壊	1世帯当り 10万円
③母子・父子世帯	1世帯当り 10万円	⑦半壊	1世帯当り 5万円
④要援護者 (高齢者・障害者施設入所者等)	1人当たり 10万円	⑧上記のうち大規模半壊以上の被害世帯で応急仮設住宅を利用していない場合(民間賃貸みなし仮設住宅利用者及び遺族受け取りの住家被害世帯は、支給対象外となります。)	1世帯当り 10万円 加算

※新たな配分区区分の津波浸水区域における住家被害世帯には、地震のみにより被災した世帯は含まれません。

生活再建支援金(基礎支援金)及び東日本大震災災害義援金の申請をしていない方は、早めに申請して頂きますようお願いします。

問い合わせ 南三陸町保健福課社会福祉係 ☎46-2601

東日本大震災犠牲者

南三陸町追悼式

東日本大震災により犠牲になられた方々を偲び、哀悼の誠を捧げるとともに、新しい南三陸町として復旧、再生、発展を遂げていく決意を新たにするため、南三陸町主催の追悼式を実施しますので、ご遺族及び関係者の方々はご参列ください。

日 時 3月11日(日) 午後2時30分(予定)
(午後1時30分開場)

※国が主催する追悼式との調整によっては時間等変更になる場合がございます。
詳細については広報みなみさんりく3月号でお知らせいたします。

場 所 南三陸町総合体育館ベイサイドアリーナ
(志津川字沼田56番地)

※警報発令や荒天等で中止する場合は、町防災無線及びラジオの南三陸災害FM(FMみなさん 80.7メガヘルツ)でお知らせします。

〔ご確認事項〕

- ・平服でご参列ください。
- ・無宗教形式で実施します。
- ・香料、供花、供物等はご辞退いたします。また、献花用の花は町で用意します。
- ・仮設住宅など、各地区から会場まで無料送迎バスを運行しますのでご利用ください。また、お車でお越しの際は会場付近が工事中のため駐車スペースがございません。指定駐車場を準備いたしますのでシャトルバスにてご来場をいただきますようご協力をお願いします。

(無料送迎バスの運行経路や時刻表、指定駐車場などは、3月1日発行の広報みなみさんりくでお知らせします。)

問い合わせ 保健福祉課被災者支援係 ☎46-2601(内線232)



町内における 空間放射線量 測定情報

町では、今年6月に宮城県が策定した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響に係る当面の測定方針」に基づき、空間放射線量を測定しています。

測定結果は、「南三陸災害FM（FMみなさん）」と「放射能情報サイトみやぎ」にて随時お知らせしています。

南三陸町の水道水中の放射性物質測定結果について

平成23年12月5日に、伊里前川・伊里水場から水を採取して調査したところ、すべての場所で放射線ヨウ素、放射線セシウムとも不検出となり、安全の基準を満たしています。※不検出とは、放射性物質の濃度が検出下限値未満の状態を表します。

相談窓口

- 【宮城県の相談窓口】
 - ◇放射線・放射能に関する相談
 - ◇受付時間 午前9時から午後5時まで
(平日のみ)
 - ◇電話番号 022-211-3323

- 【文部科学省の相談窓口】
 - ◇健康相談ホットライン
 - ◇受付時間 午前9時から午後6時まで
 - ◇電話番号 0120-755-199

こちらでもお知らせしています
南三陸災害FM（FMみなさん）80.7
メガヘルツ
放射能情報サイトみやぎ
<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>
(携帯電話版)
<http://www.r-info-miyagi.jp/m/>

問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376

南三陸町内における空間放射線量

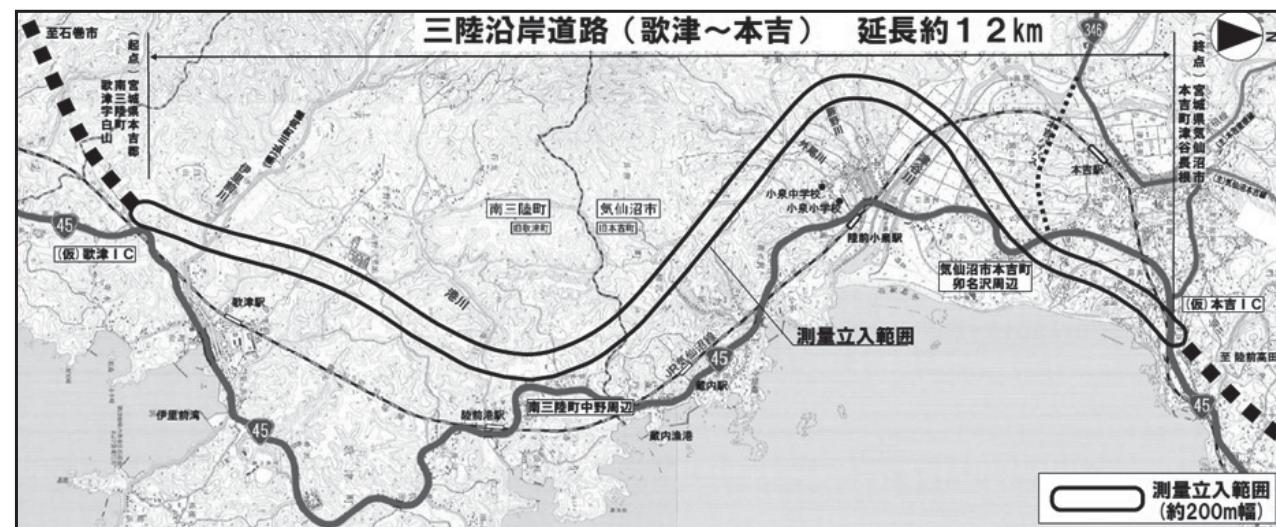
(単位：マイクロシーベルト／時)

測定地点	測定値	測定日	測定地点	測定値	測定日
役場仮庁舎敷地内	0.10	1月10日	志津川小学校	0.08	1月5日
神割崎	0.08		入谷小学校	0.09	
波伝谷漁港	0.02		伊里前小学校	0.07	
水尻川（中流部）	0.12		志津川中学校	0.10	
入谷さんさん館	0.14	1月7日	歌津中学校	0.08	
伊里前川（中流部）	0.13	1月18日	戸倉小・中学校（旧善王寺小学校）	0.10	1月6日
吉野沢団地	0.06		志津川保育所	0.11	1月5日
泊浜	0.04		伊里前保育所	0.09	
名足仮設団地	0.06		名足保育園	0.09	

※地表からの高さ50センチメートルにて測定

三陸縦貫自動車道 全線事業化 歌津地区も路線測量に着手

震災からの早期復興を図るため、国は仙台市から八戸市までの三陸沿岸道路（三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸久慈自動車道）を「復興道路」と位置づけ、歌津から本吉の新規事業区間も含め、概ね10年での全線開通を目指すこととしました。



三陸道、概ね10年での全線供用

三陸縦貫自動車道は、仙台市から岩手県宮古市を結ぶ延長約220kmの自動車専用道路で、今回の東日本大震災では、開通区間が津波襲来時の避難道路や救急救命の搬送路、支援物資等の輸送路となり、まさに「命の道」として大きな役割を果たしました。

この状況を受け、国では、三陸縦貫自動車道を含む三陸沿岸道路を早期復興のリーディングプロジェクトとして位置づけ、概ね10年での全線開通を目指すこととしました。

本町としても、三陸縦貫自動車道の整備は、三陸沿岸地域の防災ネットワークを構築する上で、さらには経済活動の動脈として物流等を担う重要な要素と位置付けており、早期整備に向け前進することを期待しているところです。



三陸沿岸道路中心打設の様子(平成23年12月26日)

新規区間の歌津地区も事業に着手

現在、南三陸道路の歌津IC（仮称）までは事業が進められておりますが、歌津から本吉間については、国の平成23年度第3次補正予算の成立を受けて、新規に事業着手となりました。

11月28日には、「路線測量・地質調査のための土地の立ち入り説明会」が行われ、200m幅でのルートの公表が行われました。

また、12月26日には、三陸沿岸道路の中心杭打設を行い、路線測量の作業が開始されました。

詳細は、国土交通省仙台河川国道事務所のホームページをご覧ください。
<http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/douro/fukkou/index.html>

問い合わせ 建設課 ☎46-1377



土地立ち入り説明会の開催状況(平成23年11月28日)



平成23年度
南三陸町

成人式



成人の抱負は阿部諒さんと高橋雄さんが述べました。



司会を務めた遠藤恵さんと及川みよさん。

誓いの言葉を述べた大森庄洋さん



式典終了後には、オーストラリア・ニュージーランド銀行在日支店ビジネスマネージャーの生川千佳さんが記念講演を行い、「社会人として、何事にもチャレンジし、夢を持って頑張ってください。」と、新成人を激励しました。



東日本大震災犠牲者に黙とう

装い新たに おすべで福興市開催

12月29日(木)、年の瀬の恒例イベントとなっているおすべで祭りが装い新たに「志津川湾おすべで福興市」と名前を変え、ベイサイドアリーナ特設会場で開催されました。

会場には、年越し用品やお正月品のほか、地元でとれた新鮮な海産物や農産物などを販売するテントが立ち並び、大勢の人たちで賑わいました。

家族で買い物に訪れた齋藤めぐみさん（志五日町）は、「おすべで祭りに来ると、これからお正月がやってくるんだなあという気がします。新鮮な海産物は地元で買のが一番ですよね。」と笑顔で話してくれました。



新鮮な海産物は地元が一番!



子どもたちは笑顔でボールを追いかけていました。

おめでとう 希望に輝く20歳の門出

震災のため年明けに延期となっていた平成23年度の成人式が1月8日(日)、ベイサイドアリーナ文化交流ホールで開催され、新成人240人の門出を祝いました。(出席は169人)

犠牲者に黙とうをささげた後、新成人を代表して、大森庄洋さんが「いずれはわたしたちが南三陸町の中心となり、活気のある町の再建と発展に貢献していきます。」と誓いの言葉を述べました。

また、阿部諒さんは「自身を磨き、困難にも負けず、周りのみんなを支えていきます。」と、高橋雄さんは「今を精一杯生きて、これからを幸せにしていきたい。」と、それぞれ成人の抱負を述べました。

幼稚園の再建にと 長谷部選手から寄付金

12月21日(水)、サッカー日本代表のキャプテンを務める長谷部選手があさひ幼稚園を訪れ、寄付金を贈ったほか園児たちとサッカーなどでふれあいました。

この日訪れたのは、震災により建物が流失したあさひ幼稚園の仮設園舎建設のために寄付金を贈呈するため、自分の著書の印税と静岡県で開催したチャリティーイベントの収益金9千5百万円を日本ユニセフ協会を通じてあさひ幼稚園に寄付しました。

長谷部選手は、「この寄付金は僕からの寄付金ではなく、僕の本を買ってくれた日本中の皆さんのがつめた寄付金です。被災地の人たちのために形になって良かったと思います。」と謙虚に話されました。

平成24・25年度 南三陸町競争入札参加資格審査申請受付要項

平成24年度、平成25年度に南三陸町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品・役務等に係る競争入札に参加を希望される事業者の受け付けを行います。登録を希望する事業者は、以下により申請して下さい（平成24年3月31日までの資格をお持ちの方であっても、引き続き参加を希望する場合は、改めて申請いただく必要があります。）。

- 1 受付期間 平成24年2月1日(水)から平成24年2月29日(水)まで
- 2 受付方法 郵送（宅配便を含む。）のみとします（受領書が必要な場合は、80円切手と返信用定形封筒を同封して下さい。）。ただし、南三陸町に事業所を有する場合には、持参による申請も可とします。
※平成24年2月29日(水)は、午後4時必着とします。これ以降の到着分の受付はいたしません。
- 3 送付先 南三陸町総務課財政係 住所 〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地（南三陸町役場仮庁舎）
(1)様式「本町指定様式（ホームページからダウンロード可）」とします。必ずこの様式を用いて下さい。
(2)サイズ A4版
(3)製本 紙ファイアル製本とし、下記表の①から⑩の順番で綴り、「表紙」「背表紙」には「商号又は名称」を明記して下さい。なお、提出書類すべてに「インデックス（付箋紙は不可）」を付け、各書類の番号を記入して下さい。また、紙ファイアルは業種ごとの色指定をすることとし、建設工事「ピンク（赤）」、測量・建設コンサルタント等「青」、物品・役務等「黄」とします。複数業種を希望される場合は、業種ごとの提出となります。
- 4 提出書類 (4)部 数 1部

		建設工事	測量・建設 コンサルタント等	物品・役務等	備考
①	申請書	様式1	○	○	
②	建設業許可証明書の写し		○		
③	営業に際し法律上必要とする登録の証明書等の写し		○	○	
④	業態調書	様式2	○	○	
⑤	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し		○		申請日において、最新かつ有効なもの。
⑥	監理技術者等一覧表と資格者証等の写し	様式3	▲		※注1
⑦	技術者歴書及び免許証の写し	様式4	○	○	
⑧	工事経歴書	様式5	○		直前2年分
⑨	測量等実績調書		○		直前2年分 ※注2
⑩	実績調書	様式6		○	直前2年分
⑪	ISO登録証の写し		▲	▲	▲ ISO9000、ISO14001等
⑫	営業所一覧表		○	○	○
⑬	使用印鑑届	様式8	○	○	○ 実印以外の印鑑を使用する場合に提出 ※注4
⑭	印鑑証明書		○	○	○ 3ヶ月以内の発行日付のもの（写し可）
⑮	納税証明書		○	○	○ 直前2年分（写し可） ※注3
⑯	（法人）商業登記履歴事項全部証明書 (個人)市町村が発行する代表者の身分証明書		○	○	○ 3ヶ月以内の発行日付のもの（写し可）
⑰	委任状	様式9	▲	▲	▲ 代理人を置く場合
⑱	財務諸表		○	○	直前2年分

※注1 「舗装施工管理技術者」、「管工事施工管理士」、「耐震継手工」及び「石綿作業主任者」を対象とします。該当する場合は必ず提出願います。

なお、耐震継手工及び石綿作業主任者については、資格者証の写しに替え、技術講習又は技能講習終了の写しを提出願います。

※注2 様式は任意としますが、内容については、「注文者」「元請又は下請の区分」「件名」「測量等対象の規模等」「業務履行場所のある都道府県名」「業務委託代金」「着手及び完了（予定）年月日」を記載して下さい。また、登録を受けた業種の区分又はその他の営業の種類の別に作成し、下請けにあっては、「注文者」の欄には、「元請業者名」を「件名」の欄には、「下請件名」を、「業務委託代金額」欄には、「税込み金額（消費税及び地方消費税）」をそれぞれ記載して下さい。

※注3 「未納がない旨の証明書」
○法人の場合…法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（委任先がある場合は、委任先所在地の法人事業税の納税証明書も添付のこと）

※法人税、消費税、地方消費税は、税務署の発行する納税証明書【納税証明書「その3の3」（法人用）】
○個人の場合…所得税及び個人事業税の納税証明書

※所得税は、税務署の発行する納税証明書【納税証明書「その3の2」個人用】
○南三陸町に事業所（法人・個人共）を有する場合（上記に加えて提出）

※平成23年度納期未到来分を除く町税に係る証明書（町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）

※注4 代理人を置く場合は、⑰委任状（様式9）で⑬使用印鑑届を兼ねることとなります。この場合は、⑬使用印鑑届（様式8）の提出は不要です。

5 有効期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

6 変更の届出 事業者は有資格期間内に申請内容に変更があった場合は、変更届（本町指定様式、ホームページからダウンロード可）を提出願います。

7 審査結果 有資格者として登録された事業者は、本町ホームページに登録番号、商号又は名称及び住所を掲載します。なお、申請内容に不備等があった場合は、別途連絡をいたします。

問い合わせ先 総務課財政係 ☎46-1370（内線121）

平成22年度 決算に基づく南三陸町健全化判断比率・資金不足比率

財政の健全性の確保、財政の破たんを未然に防ぐための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する健全化判断比率及び資金不足比率について、平成22年度決算に基づく南三陸町の算定結果は次のとおりです。

なお、全ての比率について早期健全化基準を下回る結果となっているため、町財政は健全な状態にあると判断されますが、大震災の影響による復旧復興に係るこれまでにない規模の財政需要が生じることが予想されることから、財政運営に関しては今後注視していく必要があります。

※各比率ごとに早期健全化基準と財政再生基準が定められており、早期健全化基準を上回った場合は自主的な改善努力による財政の健全化に向けた財政健全化計画の策定などが義務付けられることになります。財政再生基準を上回った場合は、町財政の破たんを意味し、国等の関与による確実な再生に向け財政再生計画の策定のほか、さまざまな制約を受けることとなるため、町独自の事業が実施できなくなるなどの影響が生じます。

実質赤字比率

平成22年度比率	前年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
— % (▲3.79%)	— % (▲4.34%)	14.58%	20.0%

福祉、教育、町づくりなどを行なう地方公共団体の一般会計等の赤字額を、標準的な収入（標準財政規模：地方税や地方交付税など町が自由に使えるお金の大きさを表したもの）と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示します。

平成22年度も黒字決算となっていますので、比率は「—（なし）」となります。

◆南三陸町の標準財政規模（平成22年度）は、57億2,804万8千円です。

連結実質赤字比率

平成22年度比率	前年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
— % (▲8.25%)	— % (▲10.41%)	19.58%	35.0%

すべての会計の赤字や黒字を合算して、町全体としての資金不足の程度を把握するため、標準的な収入と比較して指標化する比率です。

一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況がいいとは言えません。この比率が高まるほど、赤字が多額になっている会計が存在し、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならない大きな問題となっていることを示しています。

平成22年度は東日本大震災等の影響により、病院事業が赤字決算となっていますが、連結（合算）して算定した当該比率は「—（なし）」となります。

実質公債費比率

平成22年度比率	前年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
14.2%	14.2%	25.0%	35.0%

一般会計の義務的な負担には一般会計の公債費（借入金）のほか、公営企業等ほかの会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費、気仙沼市との広域組合により整備した消防施設・設備に係る負担金など、公債費に準じた経費も含まれます。こうした実質的な公債費が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのか資金繰りの危険度を示すための比率となっています。

平成22年度決算においても、早期健全化基準を下回っています。

$$(3\text{カ年平均}) \frac{\text{平成20年度}14.67\% + \text{平成21年度}14.28\% + \text{平成22年度}13.72\%}{3} = 14.2\%$$

将来負担比率

平成22年度比率	前年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
75.3%	106.5%	350.0%	—

一般会計の借金（町債）や将来支払っていく可能性がある負担等、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

平成22年度決算においては、公営企業の借入額残高に対する一般会計からの繰り出し見込額の減少や標準財政規模の増加等により、比率が減少しています。

資金不足比率

市場事業	漁業集落排水事業	公共下水道事業	水道事業	病院事業	訪問看護ステーション事業
— %	— %	— %	— %	0.5%	— %

※病院事業においては、東日本大震災の影響により資金不足額及び資金不足比率が生じています。

※病院事業会計を除く5事業については、資金不足額が発生しないため「—（なし）」となります。



◇開館時間

- ・月曜日から金曜日…午前10時から午後5時まで
- ・土曜・日曜・祝日…平日と同じ 午前10時から午後5時まで
- ◇貸出冊数 1人3冊まで
- ◇貸出期間 2週間まで



2月の移動図書館車運行予定

- ◇横山駅裏仮設住宅……2月7日(火)、21日(火) 午前10時～11時30分
- ◇津山若者体育館仮設住宅 2月7日(火)、21日(火) 午後1時～2時30分
- ◇南方仮設住宅………2月9日(木)、23日(木) 午前10時30分～午後2時
- 2月から歌津と戸倉方面の2コースが加わります。**
- ◇歌津平成の森仮設住宅…2月15日(水)、29日(水) 午前10時～午後2時30分
- ◇戸倉中仮設住宅………2月17日(金)、3月2日(金) 午前10時～11時30分
- ◇自然の家仮設住宅………2月17日(金)、3月2日(金) 午後1時～2時30分

移動図書館車の名前が決まりました

移動図書館車（2台）の新しい名前について、町内の小学校などから名前を募集した結果、『たんぽぼ号』と『ひまわり号』に決まりました。

『たんぽぼ号』と名付けてくれたのは、志津川小学校4年生の遠藤匠馬くんです。『ひまわり号』と名付けてくれたのは、名足小学校2年生の三浦萌さんです。

応募してくださったみなさん、本当にありがとうございました。

スタンプカード発行

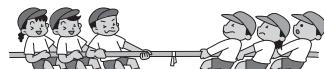
新年から幼児、小学生を対象に貸出スタンプカードを発行していますので、ぜひご利用ください。また、読みたい本などがありましたら、気軽にリクエストしてください。



問い合わせ 南三陸町図書館 ☎46-2670

第7回
南三陸町ジュニア
縄引大会の開催について

- ◇主催 南三陸町教育委員会
南三陸町体育協会
- ◇主管 南三陸町縄引連盟
- ◇後援 宮城県縄引連盟
- ◇開催日時 2月5日(日)
午前9時開会
- ◇場所 ベイサイドアリーナ
- ◇内容 町内小学校4年生から6年生で編成するチームの縄引競技会



問い合わせ
教育委員会生涯学習課 ☎46-2639

男女5人集めて気軽に参加しよう！
小学生(U12)フットサル大会 [参加チーム募集]

- ◇主催 南三陸町体育協会
- ◇日時 2月19日(日) 午前8時40分開会
- ◇場所 志津川小学校体育館
- ◇参加資格 町内の小学校4年生から6年生（成人の代表者が必要です。）
- ◇試合方法 5人制の8分ハーフで、リーグ戦またはリンク戦で試合を行います。
- ◇参加料 無料
- ◇申込受付 2月1日(水)から2月9日(木)
- ◇その他
 - ・大会当日は傷害保険に加入します。
 - ・参加チームが定数（10チーム）になりしだい募集を締め切ります。
 - ・ゼッケンは主催者で用意しますが、そろいのユニホームも可とします。
 - ・室内用運動靴を持参し、シンガード（スネア）を着用してください。（ない場合は主催者で貸し出します）

申し込み・問い合わせ

フットサル実行委員会事務局(理容ポプラ) ☎46-3553

事業の対象となる地域	平成24年度	
	平成24年4月から平成25年3月までの間に浄化槽の設置を計画している方は、「浄化槽設置補助事業」の対象となります。	平成24年4月1日以降着工全町です。
袖浜、波伝谷漁業集落排水処理区域及び公共下水道認可区域（志津川処理区）並びに特定環境保全公共下水道認可区域（伊里前処理区）を除く全町です。	補助対象基準 50基	※これを上回る申請について
申込方法	申込書に必要事項を記入し、道事業所へ提出してください。	は補助金が交付されない場合があります。
補助対象人槽	5人槽から50人槽まで	は補助金が交付されない場合があります。

お知らせ

問い合わせ	平成24年4月1日以降着工	
	平成24年4月1日以降着工	で、平成25年3月31日までに工事が完了できること。
申し込み・	※申込期限を過ぎても予定基	数に達しない場合は、随時受付します。
46-5600	平成24年4月1日以降着工	で、平成25年3月31日までに工事が完了できること。
上下水道事業所	※し尿のみを処理する単独浄化槽は、補助対象外です。	※申込期限を過ぎても予定基
	単独浄化槽自体も、現在は製造・販売されておりませんので、単独浄化槽を設置している方は、切り替えをお願いしま	数に達しない場合は、随時受付します。
	しておられる場合は、併せてお問い合わせください。	で、平成25年3月31日までに工事が完了できること。

宮城県(産業別)最低賃金が改正されました

地域別最低賃金	時間額	効力発生日
宮城県最低賃金	675円	平成23年10月29日
宮城県産業別最低賃金	時間額	効力発生日
鉄鋼業	781円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	744円	平成23年12月25日
自動車小売業	747円	

平成23年度の宮城県最低賃金は、それぞれ上記の金額に引き上げとなりました。

詳しいことは、宮城労働局労働基準部賃金室（☎022-299-8841）、または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

医学生等修学資金貸付のお知らせ

町では、公立志津川病院に勤務する医師及び看護師を招へいし、安定した地域医療を提供するため、南三陸町医学生等修学資金の貸し付けを行います。

◇貸付対象者

平成24年4月1日時点において、医学部又は医学部大学院に在学する方（入学予定者含む。）若しくは看護学部に在学する方（入学予定者含む。）で、修学後、公立志津川病院に勤務する意思のある方

◇貸付金額

- ①医師 入学時貸付金 500万円以内
月額貸付金 25万円以内
- ②看護師 月額貸付金 7万5千円以内

◇募集人数

医師及び看護師 各2名

◇申込方法

必要書類を公立志津川病院総務課へ提出してください。必要書類は、公立志津川病院総務課に備え付けてあるほか、町ホームページからダウンロードすることもできます。

◇申込締切

平成24年3月23日(金)

◇問い合わせ

公立志津川病院総務課 ☎46-3664

防災無線の戸別受信機を設置しています



町では、昨年12月から、仮設住宅への戸別受信機設置工事を順次進めていますが、新築家屋や震災により戸別受信機が使えなくなった住宅についても設置の対象となります。仮設住宅以外で戸別受信機が設置されていない対象住宅の方は、危機管理課または沖電気工業現場事務所までご連絡ください。

なお、事業所については災害復旧工事として実施しますので、震災により戸別受信機が使用できなくなった事業所に対して、原則として1台を設置します。希望する事業所はご連絡ください。

また、音声が聞こえないなどの戸別受信機に関する不都合についてもご連絡ください。

◇問い合わせ

危機管理課 ☎46-1376

沖電気工業現場事務所 ☎29-6624

庄内の風 ⑥

友好町の山形県庄内町を紹介する情報コーナー

シンボルプロジェクト③「命を守ロードプロジェクト」

命を守ロードプロジェクトは、非常に安全に逃げるための避難道路などを整備していくこうとするプロジェクトで、障害者や高齢者も含め誰でも通りやすい避難路の整備や地理に不案内な観光客の方でも容易に避難場所がわかるような避難誘導サインの整備などの事業を計画しています。



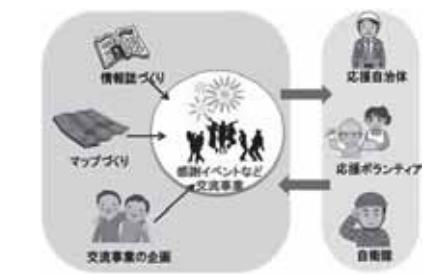
シンボルプロジェクト④「町の賑わい復活プロジェクト」

町の賑わい復活プロジェクトは、町の産業を再生し賑わいを取り戻して行こうとするプロジェクトで、水産業復興のための共同加工場の整備や地場産材活用による家づくりへの支援、新たな観光への取り組みなどを計画しています。



シンボルプロジェクト⑤「絆・感謝プロジェクト」

震災直後から、町の復旧・復興活動に支援や応援をしていただいたすべての人の恩を忘れず、つながりを大事にし、感謝する取り組みを行うプロジェクトで、交流を深める事業や情報の発信を行っていく事業を計画しています。



今は全号に続き、シンボルプロジェクトについて紹介します。

復興に向かって

⑥

問い合わせ
復興企画課 ☎46-1371

お待たせしました！ 観光ネット最前線²⁸ 志津川福興名店街(仮称)いよいよオープンです！

地域と共に！を合言葉に、28店舗の元気な商店が軒を連ねます。地域の皆様、そして南三陸を訪れる多くのお客様にご満足いただける空間づくりを目指します！ぜひご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

2月25日(土)

午前10時から オープニングセレモニー
午前10時30分から オープニングイベント

2月26日(日)

「福興名店街オープン記念福興市！」
時間：午前10時から午後2時

◇出店店舗名（順不同）

(有)山形屋、ヘアー makana、おしゃれ空間、花の店あん、(有)わたや、(株)ヤマウチ、フレンズ、(株)マルセン、(有)丸正水産、(株)菓房山清、フレッシュフーズみなど、志津川生鮮ロイヤル・フィッシュ、(株)及善商店、(株)佐利、そば処京極、はしもと、松原食堂、季節料理志のや、豊楽食堂、(株)ミヤギ電気しづがわ店、(有)阿部六、(株)雄新堂、(株)たまや電気商会、佐良スタジオ、阿部茶舗、あべとう整骨院、BERBARミヤカワ

問い合わせ 産業振興課商工観光振興係 ☎46-1378 一般社団法人南三陸町観光協会 ☎47-2550

月山の山頂から北側に細長く山間を縫うように広がる庄内町立谷沢地区。特に月の沢から大中島集落に至る地域では毎年数メートルの雪に覆われる県内でも有数の豪雪地帯でもあります。



2月18日(土)～19日(日)に、この地域を会場に『月の沢龍神街道スノーアートフェスティバル』が開催されます。

このイベントでは、雪像やスノーランタンなどの製作体験、スノーモービル、歩くスキー、かんじきトレッキングの体験など数々の雪遊びができるとともに、山菜や地元野菜を使った郷土料理体験や、オブジェ等に点灯された雪灯りの幻想的な景色の鑑賞ができます。



また、南三陸町在住の親子を対象としたツアー企画しております。1泊2日、月の沢温泉の入浴と食事が4食込みで大人3,000円、子供1,500円となっております。親子でたくさんの雪と遊び、ゆっくりと時間を過ごしてみてはいかがですか。

◇場所

大中島自然ふれあい館森森（山形県東田川郡庄内町立谷沢字大谷1-3）☎0234-59-2225

◇問い合わせ

月の沢龍神街道スノーアートフェスティバル実行委員会（立谷沢川流域振興プロジェクト協議会）☎0234-43-0571

夢大使 リレー通信

⑥

「平和とウンコ」

～鎌田 實著“いい加減がいい”を読んで～

夢大使

佐藤 啓さん
(静岡県伊東市)



と書く。ほんとうに、つくづくと思う。

あの津波の2週間後、ようやく志津川へ行った。廻館の家は町ごと無かった。逆に海がすぐそこにあった。その夜、父母の墓地で姉と車で寝た。漆黒の街は満天の星の下で沈黙していた。北海道のキャンプ地で観た星空が志津川にあった。夜半そこで立ちショットをした。姉もだ。大は一晩我慢して翌朝避難所の仮設トイレを使った。多くの人が入れ替り使うトイレは悲しかった。そこを毎日使う人たちを想った。

今年ふるさとへ出したX'MASカードのほとんどが新しい住所。それにもれなく仮設の番号がつく。大変だろうな…寒いだろうな…同級生のSに電話した。「なんか要る物ねえが?」「大丈夫だ、寒ぐねえ、そんなこどより、カギとワガメの筏ばやっと海さ入れたど」「来年はオメキ食せっからな!」弾んで嬉しそう、あのいつもの声に鼻の奥がツーンとした。長男を亡くした彼に又こっちが励まされてしまった。「いがつたなやあ!」が声にならなかった。

P.S. ・水洗トイレに浮くウンコがいいらしい（食物繊維を多く摂った証拠）
・ご馳走を食べ過ぎるとウンコは沈む。ウンコは軽い方が上等。
・健康も平和もそして幸せもどうやらウンコのスグそばにあるらしい。みんなで（いや、やっぱり独りで）いいウンコしてガンバロー。ああホヤ食いでぐなつたあ…

今月の税

町県民税(普通徴収) 第4期
国民健康保険税(普通徴収) 第9期
後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第8期
介護保険料(普通徴収) ... 第9期
納付書での納付は 2月29日(水)まで
口座振替日は 2月27日(月)です
忘れないよう、早めに準備しましょう。

年金

保険料の納め忘れはありませんか

国民年金は、老後の生活や障害、死亡などもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、将来の年金を受け取ることができなくなるばかりか、障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に收めましょう。(納期は翌月末です。納期から2年を経過すると時効により納められなくなります。)

【保険料の納付が困難なときは】

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難な方は市(区)町村の国民年金窓口で手続きを行ってください。

△納付が困難なときは(保険料免除制度)

本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除または一部納付(3/4、1/2、1/4)になります。

△30歳未満の方は(若年者納付猶予制度)

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

△学生の方は(学生納付特例制度)

学生の方で本人の前年所得(1月から3月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

※保険料免除などの承認された期間(多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます。)は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

南三陸町ホームページ

パソコン用 <http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>
携帯電話用 <http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/m/>



南三陸町メール配信サービス登録ページ

パソコン用 http://minamisanriku.todoku.jp/p/member_register.php
携帯電話用 ml@minamisanriku.todoku.jp 空メールを送信してください。



- ・求人票の閲覧
 - ・職業相談
 - ・紹介状の発行
- ※雇用保険受給者の方で相談会に参加される方は、求職活動の実績になりますので、雇用保険受給資格者証をお持ちください。

△問 ハローワーク気仙沼 ☎41-6720

東北運輸局宮城運輸支局からのお知らせ

自動車の登録・検査の手続きについてのお願い

毎年、自動車の登録や検査の手続き(名義変更、住所変更、廃車、車検等)をされる方が3月に集中します。待ち時間が2~3時間になることもあるため、窓口や検査場はもとより駐車場が大変混雑し、申請者の方々には大変ご不便やご迷惑をおかけしている状況にあります。また、本年度は3月に発生いたしました東日本大震災のため、被災した自動車の登録並びに税金等に係る申請もあり、例年以上に混雑する可能性もあります。

つきましては、これらの手続きに関しましてはできるだけ早めに、2月中に済ませていただくようお願いいたします。窓口の受付時間、お問い合わせ先は次のとおりです。

- △窓口の受付時間
平日(土日・祝祭日はお休みです)
午前8時45~12時 午後1時~4時
※受付終了間際においでになると、受付時間内に手続きが出来ない場合があります。時間には余裕をもっておいで下さい。

△申請書類について
自動車登録の手続きは内容によって必要な書類が違ってきます。所有者と使用者が異なる場合、所有者が死亡した場合や未成年の場合等様々なケースがあり、必要書類もその都度違ってきます。場合によっては登録手続きが出来ないことがありますので、必ず書類内容をホームページ(<http://www.ttb.mlit.go.jp/tohoku/mg/mg-index.htm>)や電話等でご確認下さい。

- △お問い合わせ先
国土交通省 東北運輸局宮城運輸支局
〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町3-3-15
☎登録関係 050-5540-2011
○検査関係 022-235-2513
○FAX番号 022-231-5377
車検予約ホームページ
パソコン <http://www.navi.go.jp>
携帯電話 <http://www.navi.go.jp/m/>

車検予約ヘルプデスク ☎0570-030-330
※平成18年2月より、登録手続きの問い合わせ及びユーザー車検の予約のご案内をヘルプデスク(自動音声とオペレーターの案内)にて行っております。

△公共交通機関のご案内

- ・J R仙台駅西口バスプール(4番のりば)から市バス「鶴巣小学校行き」乗車、「宮城運輸支局前」下車(所要時間約40分)

- ・J R仙台駅西口バスプール(35番のりば)から市バス「蒲生行」または「高砂市営住宅行き」乗車、「扇町五丁目」下車(所要時間約25分)、西側のコンビニ・ファミレスのある交差点を左折(南側)に徒歩、約10分。

△アクセス

- ・各インターからの所要時間
(仙台東) 約10分 (泉) 約30分
(宮城) 約40分 (仙台南) 約60分

裁判所からのお知らせ

2月の広報テーマは「身近なトラブルでお困りの方へ~民事調停で円満な解決を~」です。
詳しくは、最高裁ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)をご覧ください。

- △問 仙台地方裁判所事務局総務課
☎022-222-6115

住宅再建支援事業(二重ローン対策)のお知らせ

宮城県では、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。

詳しくは、ウェブで宮城県住宅課を検索してください。

- △問 宮城県土木部住宅課
☎022-211-3256
メール juutakup@pref.miyagi.jp

平成24年経済センサス活動調査

平成24年2月1日を基準日として、すべての事業所・企業を対象に平成24年経済センサス活動調査が実施されます。

南三陸町においては、震災の影響により調査員による調査は行わず、総務省統

計局から直接調査票が送付される郵送による調査に変更となりました。

調査票がお手元に届きましたら、ご記入いただき期限内に提出してください。

△問 復興企画課 ☎46-1371

相談

司法書士による無料法律相談

宮城県司法書士会では、「南三陸司法書士相談センター」として南三陸町に相談会場を設け、無料法律相談を開催しています。気軽にご相談ください。

△相談日・時間

毎週月曜日から土曜日(祝日は休み)
午後1時30分から4時30分まで

△場所 南三陸司法書士相談センター
南三陸町志津川字沼田160番1

△面接予約電話番号 ☎46-4051
※予約の方を優先します。

△問 宮城県司法書士会
☎022-263-6755

求職・求人相談

専門の相談員が、就職や雇用に関する相談に応じます。気軽にご相談ください。

△相談日 毎週月・水・金曜日

△時間 午前9時から午後4時まで
△場所 ベイサイドアリーナ前

△問 職業紹介センター
☎29-6215
☎080-1842-2785

消費生活相談

専門の相談員が、消費者トラブルに関する相談に応じ、適切な助言を行います。気軽にご相談ください。

△相談日 毎週火・木曜日

△時間 午前9時~午後3時
△場所 ベイサイドアリーナ前

△問 消費生活相談所
☎29-6215
☎080-1842-2785

お詫びと訂正

広報みなみさんりく12月号でお知らせした石巻市夜間急患センターについて、問い合わせ電話番号に誤りがありました。お詫びを申し上げ、次のとおり訂正いたします。

誤) ☎0225-95-5111→正) ☎0225-94-5111

戸籍の窓

12月1日から12月31日届出分

★★★★★★★★★★ 敬称略
※「戸籍の窓」は届出者の掲載希望の確認をとり掲載しています。希望しない場合は掲載していません。
また、東日本大震災によりお亡くなりになった方に
つきましても掲載していませんのでご了承ください。

ご結婚おめでとう

行政区	氏名	どちらから
名 足	永 松 豊(東京都)	
	太 田 詠 子	
波伝谷上	菅 原 美 香	
	高 松 亮 哉(水戸辺)	

お誕生おめでとう

行政区	なまえ	保護者
六 区	阿 部 心 音(亨・志津)	
荒 西	日 野 美 海(正哉・弥生)	
波伝谷下	長 嶋 千 空(涼太・玲子)	
中瀬町	及 川 莉 愛(一幸・八千代)	

お悔やみ

行政区	氏名	年齢
水 戸 辺	村 松 晋	75歳
中 在	小 野 ミサヲ	104歳
田 の 浦	三 浦 はつへ	92歳
荒 西	佐 藤 正 七	78歳
保 呂 毛	佐 藤 和 子	60歳
荒 町 下	佐々木 久 代	88歳
荒 東	高 橋 彌 一	87歳
十 区	菅 原 は な	89歳
垂 の 浜	小野寺 うた子	88歳
大森第一	西 城 文 雄	85歳
本 浜	阿 部 孝 代	56歳
折 立 上	星 康 子	92歳
寺 浜	佐 野 忠 雄	86歳
藤 浜	佐 藤 あ や よ	92歳
小 森	佐 藤 久 子	82歳

人口のうごき

12月末	男	女	計	世帯数	出生	死亡
現在	7,639	7,849	15,488	4,893	6	20
前月比	-14	-21	-35	+3	±0	+1

健康コラム

～インフルエンザ警報発令中です～

インフルエンザが流行しています。うつらない、うつさないように気をつけましょう。
○出かけるときはマスクをつけ、人混みはなるべく避ける。
○外から帰ったら「手洗い・うがい」をする。
○「咳エチケット」を行う。
・咳やくしゃみをするときはティッシュなどで口と鼻をおあう。
・ティッシュはその都度捨てて、その後は手を洗う。
・咳やくしゃみの症状があるときは、マスクをつける。
○休養とバランスのよい食事をとることも大事です。



米寿の顔

※このコーナーでは、町から敬老祝いが贈られた方々を紹介します。(南三陸町敬老祝い金条例に基づき、満87歳(数え88歳)の誕生日を迎えた方々が対象です。)



⑥長柴
阿部みな子さん
(大正13年12月4日生)



⑥山の神平
三浦龍虎さん
(大正13年12月7日生)



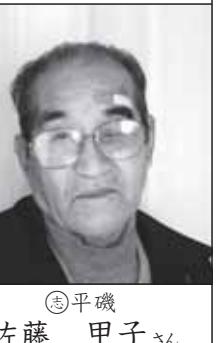
⑥伊里前
齊藤きみさん
(大正13年12月8日生)



志汐見
朴沢たけのさん
(大正13年12月16日生)



志竹川原
斎藤みこさん
(大正13年12月26日生)



志中瀬町
佐藤さよ子さん
(大正13年12月26日生)

各種相談日

(相談は無料で秘密は厳守されます。安心してご相談ください。)

認知症相談

- ◇相談日 2月11日(土)
午後1時から
- ◇場所 南三陸町役場仮庁舎
(自宅などへの訪問も可)
- ◇内容 認知症の相談や介護方法に関する相談に応じます。
- ◇相談員 こだまホスピタル
副院長 進藤克博先生
- ※個別相談となっており、事前に保健師等が訪問いたしますので、2月8日(水)までに申し込みください。
- ◇問 地域包括支援センター ☎46-5588



- ◇相談日 随時開催(平日のみ)
- ◇場所 保健福祉課健康増進係
- ◇内容 妊婦や子どもの発育に関する相談及び健康に関する相談に応じます。
- ◇問 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

アルコール専門相談

- ◇日時 2月21日(火)
- ◇場所 ベイサイドアリーナ会議室
- ◇内容 アルコール(飲酒)のことでお悩みのご本人、ご家族、関係者の相談に応じます。
- ◇相談員 東北会病院 大和田誠子先生
- ◇予約締切 2月16日(木)
- ◇問合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

2月の保健センター行事

保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

保健行事	開催日	受付時間	会場	対象者など
3か月児健康診査	6日(月)	昼12時45分～	志津川小学校	全地区の平成23年10月生まれと前回健診を受けていないお子さん
10か月児健康相談	3日(金)	昼12時45分～	志津川小学校	全地区の平成23年4月～5月生まれと前回相談を受けていないお子さん
1歳6か月児健康診査	16日(木)	昼12時30分～	平成の森	歌津地区の平成22年5月～8月生まれと前回健診を受けていない全地区のお子さん
2歳6か月児歯科健康診査	10日(金)	昼12時30分～	志津川小学校	志津川地区の平成21年4月～6月生まれと前回健診を受けていない全地区のお子さん
3歳児健康診査	29日(水)	昼12時30分～	志津川小学校	志津川地区の平成20年6月～7月生まれと前回健診を受けていない全地区のお子さん
母子手帳交付	毎週月曜日	午前9時～午12時	保健福祉課 健康増進係	※印鑑を持参してください ※歌津総合支所仮事務所での交付を希望する方は、事前に保健福祉課までご連絡ください。予防接種予診票等の交付についても、同様にご連絡ください。

※各種健診の対象者へは、住民登録に基づいて個別に通知しています。

公立南三陸診療所外来案内

公立南三陸診療所 ☎46-3646

	月	火	水	木	金
内科・外科・歯科	○	○	○	○	○
循環器内科		○			○
整形外科		○	○	○	
小児科(午後は予防接種等)	○		○		○
耳鼻科(午前のみ)		○		○	
眼科(午前のみ)	○			○	
泌尿器科・皮膚科(午前のみ)					○

◇場所：ベイサイドアリーナ駐車場

◇診療受付時間：午前の部 午前8時30分から11時
午後の部 午後2時から4時

小児インフルエンザ予防接種 料金助成終了のお知らせ

生後6カ月から中学3年生までのインフルエンザ予防接種の接種期間は1月末で終了しました。払い戻し申請の期限は、2月29日(水)までとなります。お早めに申請されるようお願いいたします。

高齢者インフルエンザ予防接種 料金払い戻しのお知らせ

高齢者インフルエンザ予防接種の接種料金払い戻し申請を次のとおり受け付けします。

◇対象者 65歳以上の方で、南三陸町及び気仙沼市以外の医療機関で接種した方
※60歳から64歳の方で、重い障害をお持ちの方についても医師が認めた場合は対象となります。

◇場所・日時
横山地区 津山公民館…2月14日(火) 午後1時30分から3時30分
南方地区 南方仮設住宅第2集会所…2月17日(金) 午後1時30分から3時30分
歌津地区 歌津総合支所…2月24日(金) 午前9時から午後5時
※保健福祉課では、随時申請を受け付けています。

◇持参する物
・医療機関から発行された領収書および接種済証
・印鑑
・振込を希望する通帳(郵便貯金以外で本人名義のもの)
・医療費一部免除証明書(発行されている方のみ)
※高齢者インフルエンザ予防接種の接種期間は1月末で終了しました。払い戻し申請の期限は、2月29日(水)までとなります。お早めに申請されるようお願いいたします。

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

東日本大震災 あの日あのとき



村上 佳逸さん
(@磯の沢)

大切な散髪道具などを2階に移動させるのに精一杯でした。津波災害の知識は、チリ地震津波しかなかったので、自宅の2階に上がれば何とかなるはずでした。突然、大きな音とともに3階建ての隣家が我が家に倒れてきたため、私の体は一瞬のうちに壁と柱などに押しつぶされて身動きできなくなりました。そして、抜け出すためにもがいている最中、津波が襲ってきたのです。「これが俺の最後か…」自らの死を覚悟した瞬間です。

渦を巻く津波、「もう一度みんなに逢いたい」

津波で流されたことにより、体の自由を得ることはできました。ただし、津波のなか右も左も分からぬほどに渦を巻く津波は、激流となり、流されまいと必死に抵抗する私の体力を消耗させるだけでし

2階に上がれば何とかなるはずだったが…

あのとき、私は十日町にあった理髪店でお客様の散髪をしている最中でした。ちょうど8割ほど仕上がったときに、あの巨大地震が発生したのです。すぐにお客さんを帰し、両親を子どもたちがいる保育所へ向かわせました。私は、

このコーナーは、東日本大震災が発生した当時の様子などを皆さんにお聞きして連載していくコーナーです。

今回は、津波に流されながらも九死に一生を得た村上佳逸さんに話を聞きました。

た。それでも、愛する家族のため生存したい一心で無我夢中でした。「もう一度みんなに逢いたい」という執念が奇跡を与えてくれたように思います。

命の恩人

水中に潜り、浮かびそうな畳を引き上げて漂流を続けました。そこには想像を超えた惨たらしい光景がひろがり、大好きだった海に対し怒りすら覚えました。必死の思いで水からはいあがったものの、体温が下がり、全身が傷だらけの状態で動くこともできませんでした。その時、家族を捜し歩いている方々から、「大丈夫か」と声をかけられ、身に着けていた防寒着と長靴を譲り受けたことで、何とか救護拠点のペイサイドアリーナにたどり着くことができました。佐藤順一さん、千葉俊美さん本当にありがとうございました。

家族の司令塔として…

これまで、様々な方々に長期に渡って支援をしていただき本当に感謝しています。おかげさまで、離ればなれとなっていた家族とも再会し、全員が仮設住宅で暮らせる目途もつきました。仮設店舗の理髪店も順調に営業をしています。これからは、この震災で得た経験を活かし、家族を守るため、司令塔として頑張って参ります。

編集後記

▶夕方に歯医者の予定が入っている訳でもないし、あの秘密が嫁さんにバレそうな訳でもない。それなのに気持ちが憂鬱なのは、皆さんにお別れを言う事ができなかったからです。1月の人事異動により、約4年間に渡る広報担当のユニホームを脱ぐことになりました。よって、今月号は新しい担当者が作った広報紙であり、無理を言ってこの場を設けていただいたところです。取材先では、皆さんに大変お世話になり、楽しく仕事をすることができます。本当にありがとうございました。これからも、広報みなみさんりくをご愛読くださいますよう、よろしくお願ひいたします。 前担当 加藤

▶この度、前任者からユニホームを引き継ぐこととなりました。家族ネタは継承できませんが、広報を通じて、南三陸の明るい話題を皆さんにお伝えできればと思います。これから様々な取材活動でお世話になります。どうぞよろしくお願ひします。 担当 大森

わが家のアイドル



小山 心陽 はるちゃん
(@坂本)
平成23年5月8日生まれ
パパ 雅彦さん
ママ 園美さん

おうちの方から一言
ニコニコ笑顔の心陽
に、みんな癒されています♥
これからも、すくすく元気に育ってね♥